

# 4 ねんきん てあて 年金・手当など

## 1 しょうがい き そねんきん 障害基礎年金

- 〔受給要件〕
- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日において、国民年金の被保険者であるとき、または国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満にあるとき
  - ② 初診日から1年6か月経過した日（その期間内に治った場合はその日（症状が固定した日を含む。））また、「20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6か月経過した日が20歳前にある場合は20歳に到達した日、20歳後にある場合は1年6か月経過した日」の障害の程度が国民年金法に規定する1級または2級に該当するとき
  - ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間、学生納付特例期間を含む。）が3分の2以上あること、または、令和8年3月31日までに初診日があるときは初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと
- ※20歳前の障害による場合、①と③の要件は問いません。

- 〔年金額〕 国民年金法施行令別表に規定される1級
- ① 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ） 年額 993,750円
  - 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ） 年額 990,750円
- 国民年金法施行令別表に規定される2級
- ② 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ） 年額 795,000円
  - 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ） 年額 792,600円
- ※年金額は、令和5年4月現在の金額です。

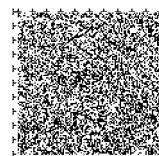
〔支給制限〕 次に該当するとき本人の前年所得や他の公的年金の受給状況によって、支給の制限があります。

- ① 20歳前に障害になった方が20歳になったときから支給されるとき
- ② 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間の公的年金制度加入期間中に初診日のある傷病で、当時の受給要件に該当しなかった方が、平成6年11月9日以降支給されることとなったとき

※障害福祉年金から裁定替えされた場合にも同様の制限があります。

〔問合せ先〕 区保険年金課（綴じ込み）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121頁）



## とくべつしょうがいきゅうふきん 2 特別障害給付金

- 〔受給対象者〕 ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生  
 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方  
 ただし、65歳に達する日の前日までにその障害状態に該当された方に限られます。

障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

- 〔支給額〕 障害の程度が障害基礎年金の1級相当に該当する方：月額 53,650 円  
 障害の程度が障害基礎年金の2級相当に該当する方：月額 42,920 円  
 ※支給額は、令和5年4月現在の額です。

- 〔支給制限〕 ① 他の公的年金など（老齢年金、遺族年金、労災補償など）を受給されている場合には、その受給額分を差し引きます。他の公的年金などの額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。  
 ② 特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当、高齢者福祉給付金の支給は停止となります。  
 ③ 本人の前年所得により、支給が半額または全額停止される場合があります。

〔問合せ先〕 区保険年金課（綴じ込み）

〔受付のみ〕 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）

## とくべつじどうふようてあて 3 特別児童扶養手当

〔対象〕 次のいずれかに該当し、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母または養育者

- ① 精神の発達が遅滞しているため、日常生活において著しい制限を受ける状態（療育手帳でおおむねA、A、B）にあるとき  
 ② 身体に中度以上の障害または長期の安静を必要とする状態（身体障害者手帳でおおむね1～3級）にあるとき  
 ③ 精神障害などによって、日常生活において著しい制限を受けるとき  
 ※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得していなくても受給できる場合があります。

〔手当額〕 障害児童1人につき

1級 月額 53,700 円

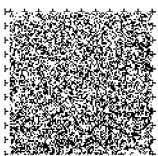
2級 月額 35,760 円

※手当額は、令和5年4月現在の額です。

〔支給制限〕 児童を監護している方やその扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

〔受付のみ〕 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）



#### とくべつしょうがいしゃ てあて 4 特別障害者手当

〔対 象〕 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、次のいずれかに該当する 20 歳以上の在宅の方（3ヶ月を超える入院等は除く。）

※次ページの表参照

- ① 表Bの障害が2つ以上あるもの
- ② 表Bの障害が1つあり、かつ、表Cの障害が2つ以上あるもの
- ③ 表Bの3から5までのいずれかの障害があり、それが特に重度であるため、日常生活に全面的な介護を要すると認められるもの
- ④ 表Aの8の障害があり、その状態が絶対安静を要すると認められるもの
- ⑤ 表Aの9の障害があり、日常生活に全面的な介護を要すると認められるもの

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得していなくても受給できる場合があります。

〔手 当 額〕 月額 27,980 円

（原爆介護手当を併せて受給すると、特別障害者手当の受給月額の一部または全部が減額調整されます。）

※手当額は、令和5年4月現在の額です。

〔支給制限〕 本人やその扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）

#### しょうがいじふくし てあて 5 障害児福祉手当

〔対 象〕 精神または身体に重度の障害（次ページの表Aに定める程度の障害）があるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方（入院等も含む。）

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得していなくても受給できる場合があります。

〔手 当 額〕 月額 15,220 円

※手当額は、令和5年4月現在の額です。

〔支給制限〕 本人やその扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）

#### じゅうどしんしんしょうがいしゃかいご てあて 6 重度心身障害者介護手当

〔対 象〕 次のいずれかに該当する5歳以上 20 歳未満の重度心身障害者を介護している保護者

- ① 重度身体障害者：身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由を含めた総合等級が1級であり、自力での起居および移動が困難であると認定を受けた方
- ② 最重度知的障害者：療育手帳<sup>ア</sup>の所持者

〔手 当 額〕 ・重度身体障害者または最重度知的障害者 月額 2,000 円

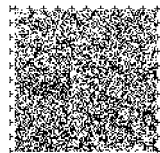
・最重度知的障害者のうち、身体障害者手帳 1・2 級所持者または児童相談所により重症心身障害児の判定を受けた方 月額 3,000 円

〔支給制限〕 ① 障害者本人やその保護者の所得により支給されないことがあります。

② 障害者が施設や病院に入っているときまたは障害基礎年金を受けられることができるときは支給されません。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）



## 〈特別障害者手当・障害児福祉手当 障害程度一覧表〉

表 A

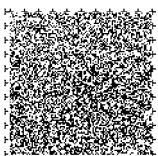
|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの   |
| 1-2 | 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のものまたは一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したため、障害程度が 1-1 と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 2   | 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも  |
| 3   | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの  |
| 4   | 両上肢の全ての指を欠くもの   |
| 5   | 両下肢の用を全く廃したもの   |
| 6   | 両大腿を2分の1以上失ったもの   |
| 7   | 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの   |
| 8   | 内臓機能等に重度の障害を有し、障害程度および長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 7 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活に介助を要するもの   |
| 9   | 精神の障害を有し、障害程度が 1 から 8 までと同程度以上と認められるもの  |
| 10  | 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1 から 9 までと同程度以上と認められるもの   |

表 B

|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、または一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの                                     |
| 1-2 | ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの |
| 1-3 | 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの                                   |
| 2   | 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの   |
| 3   | 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの                           |
| 4   | 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの   |
| 5   | 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの  |
| 6   | 内臓機能等に重度の障害を有し、障害程度および長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 5 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活に介助を要するもの       |
| 7   | 精神の障害を有し、障害程度が 1 から 6 までと同程度以上と認められるもの  |

表 C

|    |  |
|----|--|
| 1  | 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、または一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの  |
| 2  | 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの   |
| 3  | 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの  |
| 4  | しゃく機能を失ったもの  |
| 5  | 音声または言語機能を失ったもの  |
| 6  | 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの   |
| 7  | 1 上肢の機能に著しい障害を有するものまたは 1 上肢の全ての指を欠くものもしくは 1 上肢の全ての指の機能を全廃したもの  |
| 8  | 1 下肢の機能を全廃したものまたは 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの  |
| 9  | 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの   |
| 10 | 内臓機能等に重度の障害を有し、障害程度および長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 9 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 11 | 精神の障害を有し、障害程度が 1 から 10 までと同程度以上と認められるもの  |





## 7 児童扶養手当（心身障害者関係分）

〔対 象〕 ① 母が申請できる場合

- ・父が障害の状態にあり、18歳に達する日の属する年度の末日までにある児童（児童が障害の状態にある場合は20歳未満まで）を監護しているとき（父の障害とは、障害基礎年金1級程度）
- ・父のいない、障害の状態にある20歳未満の児童を監護しているとき

② 父が申請できる場合

- ・母が障害の状態にあり、18歳に達する日の属する年度の末日までにある児童（児童が障害の状態にある場合は20歳未満まで）を監護し、かつ、生計を同じくしているとき（母の障害とは、障害基礎年金1級程度）
- ・母のいない、障害の状態にある20歳未満の児童を監護し、かつ、生計を同じくしているとき

③ 児童を養育している者が申請できる場合

- ・上記①に該当する児童を母が監護しないか、母がいないとき
- ・上記②に該当する児童を父が監護かつ生計を同じくしていないか、父がいないとき

※児童の障害とは、身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳④、A程度、特別児童扶養手当の支給対象となる場合などにあたります。

※母、父、養育者または児童が公的年金等を受けている場合、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を支給します。

〔手 当 額〕 対象となる児童が1人の場合

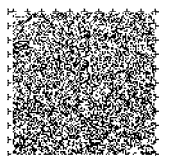
全額支給 月額44,140円

一部支給 月額44,130円～10,410円までの10円刻み（一部支給額は所得額や扶養親族などの人数によって決定されるため、それぞれの方の状況により異なります。）

〔支給制限〕 ① 母、父、養育者、扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

② 対象となる児童が児童福祉施設等に入所（母子生活支援施設、保育園、その他の通所施設は除く。）している場合などには支給されません。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）



## 8 被爆身体障害者福祉手当

- 〔対 象〕 原子爆弾の傷害作用の影響による身体障害者の方で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級・2級もしくは3級に該当する方、または原子爆弾の傷害作用の影響による著しい熱傷瘢痕もしくは外傷瘢痕が頭部、顔面部等にある方
- 〔支給制限〕 医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当および被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。
- 〔支給額〕 月額 17,940円
- 〔問合せ先〕 福祉事務所（区地域支えあい課）（綴じ込み）  
【受付のみ】出張所（似島出張所を除く。）（121頁）

## 9 心身障害者扶養共済制度

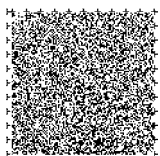
心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合に、障害者に終身一定額の年金を給付する制度です。

- 〔対 象〕 障害者の保護者であって、次に該当する方 ①市内に住所があること ②満65歳未満であること ③特別な疾病または障害がないこと
- 〔障害者の範囲〕 将来独立して自活することが困難と認められる次のいずれかの障害者が対象となります。 ①知的障害者 ②1級～3級の身体障害者 ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②に掲げる方と同程度と認められる方
- 〔掛 金〕 加入または付加（2口目加入）したときの年齢により固定します。付加を希望する場合は、次表の1口目に2口目を加算した額が掛金月額となります。掛金は、毎月20日までに払い込んでいただきますが、2か月以上滞納すると加入資格を失います。また掛金は、所得税・地方税とも全額所得控除されます。

| 加入時の年齢区分    | 加入月額<br>(1口あたり) | 加入時の年齢区分    | 加入月額<br>(1口あたり) |
|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 35歳未満       | 9,300円          | 50歳以上 55歳未満 | 18,800円         |
| 35歳以上 40歳未満 | 11,400円         | 55歳以上 60歳未満 | 20,700円         |
| 40歳以上 45歳未満 | 14,300円         | 60歳以上 65歳未満 | 23,300円         |
| 45歳以上 50歳未満 | 17,300円         |             |                 |

※掛金の改定がある場合があります。

- 〔掛金の減免〕 次のような事情がある場合は減免の対象となります（申請が必要です。）。 ①加入者またはその世帯員が生活保護法による保護を受けているとき、免除 ②市民税を課されていない世帯、5割減額 ③市民税の均等割のみ課税されている世帯、3割減額 ④加入者が2人以上の障害者について加入しているとき、1人を除き、その他の障害者につき9割減額
- 〔給付内容〕 年金（加入者が死亡または重度障害の状態となったときに障害者に支給）、1口につき月額20,000円
- 〔支給方法〕 指定の口座へ振り込みます。
- 〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 10 重度心身障害者福祉給付金

〔対 象〕 身体障害者手帳1・2級または療育手帳<sup>ア</sup>・Aを持っており、広島市に住民登録を行っている方のうち、次のいずれかに該当する障害基礎年金等の受給資格のない方

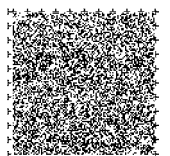
- ① 外国籍の方（昭和57年1月1日以降に日本国籍を取得した方を含む。）で次の要件のすべてに該当する方
  - ア 昭和57年1月1日現在、日本国内で廃止される前の外国人登録法による外国人登録（以下、「外国人登録」という。）を行っていた方
  - イ 昭和57年1月1日前に満20歳に到達している方
  - ウ 昭和57年1月1日前に重度心身障害者であった方または同日以降になったが、その発生原因に係る初診日が同日前の方
- ② 昭和36年4月2日以降昭和57年1月1日以前に日本国籍を取得した方で、次のすべての要件に該当する方
  - ア 日本国籍取得時前に満20歳に到達している方
  - イ 日本国籍取得時前に重度心身障害者であった方または同日以降になったが、その発生原因に係る初診日が同日前の方
- ③ 昭和22年1月1日以前に生まれており重度心身障害の発生原因に係る初診日に外国人登録を行っていた方のうち、次のいずれかの要件に該当する方
  - ア 昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度心身障害者であった方
  - イ 昭和61年3月31日以降に重度心身障害者になったが、その発生原因に係る初診日が同日前の方
- ④ 帰国者で次のいずれかの要件に該当する方
  - ア 昭和61年4月1日前において障害の発生原因に係る初診日が満20歳前にあり、20歳到達時において日本国内に住所を有しなかった方
  - イ 昭和61年4月1日前において障害の発生原因に係る初診日が満20歳以降にあり、その初診日に日本国内に住所を有しなかった方

〔支給制限〕 次のいずれかに該当する場合は支給を停止します。

- ① 本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が一定額を超える場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 月額38,000円以上の公的年金等または他の自治体からこの給付金と同様の趣旨の給付金を受けている場合

〔支給額〕 月額38,000円

〔問合せ先〕 市障害福祉課（TEL 504-2147 FAX 504-2256）  
福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 11 障害者住宅改造費補助

しょうがいしゃじゅうたくかいぞう ひ ほじょ

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者の居住環境の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助します。

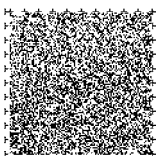
〔対 象〕 ①身体障害者手帳1～4級、②療育手帳(A)・A、③精神障害者保健福祉手帳1級いずれかの所持者、④発達障害者のうち聴覚過敏により防音工事が必要と認められる方または⑤難病患者等の方で住宅改造が必要と認められる方  
(介護保険の被保険者の方は、要介護(支援)認定を受けて非該当となった方に限り  
ます。)

〔補 助 額〕 住宅を改造する費用(80万円が限度)のうち介護保険など他の制度の対象となる額を差し引いた部分に補助率を乗じた額を補助します。

※補助率 生活保護受給世帯等 5/5      市民税非課税世帯 3/5  
          その他世帯 2/5

〔所得制限〕 生計中心者の当該年度の市民税所得割額(4月～6月までは前年の市民税所得割額)課税年額が9万円を超える場合は対象となりません。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



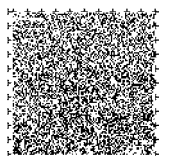


## 12 生活福祉資金貸付（心身障害者関係分）

障害者の世帯に対して、経済的自立と安定した生活を送ることができるよう支援するため、資金の貸付と相談支援を行っています。

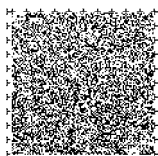
- 個人ではなく世帯の自立を支援する貸付制度です。
- 面談により、世帯全体の生活や収支、負債の状況、資金使途等について、根拠書類をもとに確認します。
- 他の給付や貸付制度等を優先して相談・利用が必要です。他の制度等を活用できない、活用しても賄えない場合を対象としています。
- 借入相談から償還（返済）完了まで、お住まいの地域の民生委員が支援に関わります。借入申請時は担当民生委員が面談を行います。
- 必要に応じて、生活困窮者自立支援制度（経済的に困っている方の支援窓口）と連携して支援を行います。
- 貸付には審査があります。生活福祉資金運営委員会（月1回開催）において、貸付の必要性および借入金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の可否を判断します。審査結果が出るまでに一定の期間を要し、場合によっては貸付ができない場合があります。その他、詳細については、お住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

| 福祉費<br>※日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用   | 貸付限度額<br>580万円以内<br>※貸付上限額の目安  | 据置期間                                   | 償還期間<br>据置期間経過後<br>20年以内<br>※償還期間の目安 | 貸付利子  |
|---|--|--|--------------------------------------|---|
| 生業を営むために必要な経費   | (460万円)  | 貸付日から<br>6か月以内<br><br>※分割交付の場合、最終貸付日から | (20年)                                | 連帯保証人あり<br>無利子<br><br>連帯保証人なし<br>年1.5%<br>(据置期間経過後) |
| 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費  | 技能を習得する期間が<br>6か月程度 130万円<br>1年程度 220万円<br>2年程度 400万円<br>3年以内 580万円  |  | (8年)                                 |   |
| 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費  | (250万円)  |  | (7年)                                 |   |
| 福祉用具等の購入に必要な経費  | (170万円)  |  | (8年)                                 |   |
| 障害者用自動車の購入に必要な経費  | (250万円)  |  | (8年)                                 |   |
| 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費   | (513.6万円)  |  | (10年)                                |   |
| 負傷または疾病の療養に必要な経費<br>(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。) およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | ・療養期間が1年を超えないときは170万円<br>・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円         |  | (5年)                                 |   |
| 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む。）およびその期間中の生計を維持するために必要な経費                                 | ・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円<br>・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円 |  | (5年)                                 |   |
| 災害を受けたことにより臨時に必要な経費   | (150万円)  |  | (7年)                                 |   |
| 冠婚葬祭に必要な経費  | (50万円)   |  | (3年)                                 |   |
| 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費  | (50万円)   |  | (3年)                                 |   |
| 就職、技能習得等の支度に必要な経費<br>その他日常生活上一時的に必要な経費  | (50万円)<br>(50万円)   |  | (3年)<br>(3年)                         |   |



| 緊急小口資金<br>※緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用   |        | 据置期間           | 償還期間                  | 貸付利子 |
|---|--------|----------------|-----------------------|------|
| (1) 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき   | 10万円以内 | 貸付日から<br>2か月以内 | 据置期間経<br>過後12か月<br>以内 | 無利子  |
| (2) 火災等被災によって生活費が必要なとき  |        |                |                       |      |
| (3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき<br>◆生活保護支給開始までのつなぎ資金<br>◆初給料までのつなぎ資金<br>◆年金支給開始までのつなぎ資金<br>◆職業訓練受講給付開始までのつなぎ資金<br>◆雇用保険（失業手当等）支給開始までのつなぎ資金等<br>※つなぎ資金としての貸付のため、支給開始日・金額等が明確に分かることが必要 |        |                |                       |      |
| (4) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき<br>※今後の収入が見込めることが条件   |        |                |                       |      |
| (5) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき  |        |                |                       |      |
| (6) 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき   |        |                |                       |      |
| (7) 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき  |        |                |                       |      |
| (8) 給料等の盗難によって生活費が必要なとき   |        |                |                       |      |
| (9) その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき   |        |                |                       |      |

〔問合せ先〕 区社会福祉協議会（119頁）



せいかついちじ しきんかしつけ しんしんしょうがいしゃかんけいぶん  
 13 生活一時資金貸付 (心身障害者関係分)

| 生活一時資金 (特別貸付)  |  |
|----------------|--|
| 対象世帯<br>(特別貸付) | 世帯員の中に身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、または療育手帳制度要綱に規定する療育手帳などを有する者がいる世帯。   |
| 対 象            | 不測の出費により、生活に一時的に困窮した世帯の生計維持者であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>(1) 広島市内に6か月以上居住している者<br>(2) 1か月の所得がおおむね生活保護法による保護の基準以上、1.5倍以下の者<br>(3) 資金の償還の見込の確実な者 |
| 連 帯 保 証 人      | 必要<br><b>【要件】</b><br>(1) 独立の生計を営み、原則として定職を有し、所得が申込者より多く、65歳以下の者<br>(2) 広島市内に居住している者  |
| 貸 付 限 度 額      | 100,000円   |
| 利 子            | 無利子  |
| 償 還 期 間        | 貸し付けた月の翌月から20か月以内  |
| 償 還 の 方 法      | 一括または分割  |

〔問合せ先〕 福祉事務所 (区福祉課) (裏表紙)

